

介護保険制度に係る書類・事務負担の見直しに関するアンケート（集計表1）（計1,255件）

（別添1）

◎居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員関係

番号	意見の概要	現時点での対応方針	意見件数
1	居宅サービス計画書と介護予防サービス計画書は同一でも良いのではないか。	今後検討を要するもの	57
2	介護予防給付のケアプラン様式の簡素化すべき。	実施に向けて検討する事項	42
3	介護予防給付のケアプランの評価期間を延長するか、要介護の評価期間と統一すべき。	今後検討を要するもの	18
4	ケアプランの変更について、サービス回数増減などの一部変更や福祉用具の増減等によるサービス担当者会議の開催は必要ないのではないかと。本人の状態が大きく変わっていないのであれば、サービス担当者会議は必要ないのではないかと。また、照会についても書面ではなく、電話も可能とすべきではないかと。また、どこまでを軽微の変更とするか指導する人によって違う。あるいは2・3票のみでもいいのではないかと。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	11
5	アセスメント及びサービス計画について統合してほしい。介護予防と介護保険を行き来する利用者も多い。そのたびにアセスメント様式や支援計画書式を作成することになり負担である。	今後検討を要するもの	10
6	毎月の記入は不要。変更時や修了・更新時のみで結構である	今後検討を要するもの	9
7	毎月モニタリングを行い、必要があれば必ず更新している。認定更新時や必要な時のみ更新ですむようにしてほしい。	今後検討を要するもの	9
8	福祉用具の1品目追加やショートステイの利用、またサービスの利用回数の増減のみの軽微な変更の場合にサービス担当者会議は全事業所を集めて行う必要はないのではないかと。またそのようなときに、多忙な医師に意見を求める必要があるのか。アセスメントの結果必要と判断しているのだから利用者・家族・対象となるサービスの担当者と会議を行えば十分と思う。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	8
9	居宅サービス計画書(2)の「長期目標」と「短期目標」は一本化しても問題ないのではないかと。あるいは期間設定するのではなく、変化に応じてプラン作成をするようにすれば良いのではないかと。福祉用具レンタルなどは、使用開始時の目標が継続されるものが多い。長期と短期を分けて記載するのは非常に手間がかかる。第2表全般をもう少し簡略化してほしい。	今後検討を要するもの	8
10	ケアプラン変更時にすべての事業所に対し、照会状やサービス担当者会議への出席を求めるのではなく、変更になる事業所だけでいいのではないかと。	今後検討を要するもの	6
11	サービス担当者会議の欠席者への照会は、文書ではなく訪問あるいは電話確認で、支援経過等に記録を残す方法もあるのではないかと。変更が少ない場合は支援経過に落とし込むことで十分ではないかと。	実施に向けて検討する事項	4
12	更新認定時のサービス担当者会議の開催は、変更プランの作成時と近い場合であっても会議の開催が義務付けられており、必要性が低いのではないかと。また、状態変化がない場合、福祉用具貸与等のみの場合、会議の必要性は少ないと判断することは可能。	実施に向けて検討する事項	4
13	利用票(7票)、提供票(8票)を統一し、利用票を削除して欲しい。	今後検討を要するもの	4

14	居宅サービス計画書(2)について、生活全般の目標を把握するため、長期目標と短期目標を統合してほしい。	今後検討を要するもの	3
15	居宅サービス計画(2)の「援助内容」の「期間」については、短期目標の「期間」と重なるので必要ないのではないか。	今後検討を要するもの	3
16	ケアマネ事業所への委託は廃止すべき。ケアマネが変わることは利用者にとって混乱を来す。	今後検討を要するもの	3
17	介護給付と予防給付を行ったり来たりする場合はその都度契約書や重要事項説明書の手続きを行う必要があり煩雑である。これを一本化をして、負担を減らしてほしい。 また審査結果がでるのが遅く、包括と居宅介護事業所の双方で動かなければならない場合が多すぎる。さらに、支援と介護で担当が異なるため、利用者が混乱する。	今後検討を要するもの	3
18	要介護と要支援を行き来する場合、重要事項説明書をその都度交付する必要はないのではないか。契約に関する書類も同様であり、一度契約を交わした書類を有効活用できないのか。	今後検討を要するもの	3
19	福祉用具(たっちアップなど)の追加や通所介護の1日追加など、軽微なサービスの追加に際してのサービス担当者会議については、ケアマネジャーの裁量にゆだねることが出来るようにしてほしい。ケアマネジャーと家族との間で協議し、利用しているサービス事業所へはケアプランを交付するなどに対応するほか、時間・作成書類量の軽減を望みたい。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	2
20	短期入所は空きがなければ別の施設を利用せざるを得ないため、短期入所する施設が変わっても、ニーズが同じならプランの変更は必要ないのではないか。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	2
21	利用者の変化が著しい場合などの開催にするなど、最小限にしてほしい。	今後検討を要するもの	2
22	サービス担当者会議への医師の参加は、時間的に困難な場合が多いことから、聞き取りや経過記録で判断できるのではないかと。認定申請時、更新時のサービス担当者会議への招集は特に必要無いのではないかと(意見書で十分ではないか)。	今後検討を要するもの	2
23	ケアプランとデイのプランを一緒にしてほしい。プランがいろいろありすぎて利用者が混乱する。	今後検討を要するもの	2
24	毎月のモニタリングは多すぎるので、3ヶ月に1度程度にしてほしい。	今後検討を要するもの	2
25	利用票配りや、印もらい、モニタリングの毎月の訪問は必要ないのでは。訪問する必要のないところもあれば、月に何度も行かなければならないところもある。そのあたりを配慮してほしい。	今後検討を要するもの	2
26	モニタリングについて、サービスが安定してくると居宅サービス計画の目標を「現状維持」と書かざるを得ない状況で、毎月モニタリングを行う意味が無い。評価を1ヶ月に1回から最低6ヶ月に1回程度(あるいは適宜)でいいのではないかと。	今後検討を要するもの	2
27	モニタリング書式の基本様式を国で定めてほしい。事業所、ケアマネによって記入がいろいろである。	今後検討を要するもの	2
28	モニタリングの支援経過記録は、毎月の利用者の満足度や援助目標の達成度の記入は不要ではないかと。	今後検討を要するもの	2

29	ケアプランの期間を一つにする。	今後検討を要するもの	2
30	毎月の評価を行ってれば、期限を迎えたときの目標の評価は自ずとされているはず。月々の記録がしっかりしていれば良いのではないか。	今後検討を要するもの	2
31	モニタリングにおける支援経過記録について、毎月の利用者満足度や援助目標の達成度の記入は必要ないのではないか。利用者の満足度は各目標毎ではなく、全体を通してであり、各援助目標の達成度も同様毎月変わるものではない。	今後検討を要するもの	2
32	居宅サービス計画書第1票の「介護認定審査会の～」の欄の廃止。記載することがほとんどない。	今後検討を要するもの	2
33	居宅サービス計画書(1)における介護認定審査会の意見を記述することになっているが、1ヶ月以上前の情報であり、また書面による審査であることから、利用者や家族の状況を十分把握しているものとは言えないはず。	今後検討を要するもの	2
34	複数のサービスを利用する高齢者にとって、何枚もの計画書に目を通し、似た内容にも関わらずすべてに目を通し、署名・捺印をするのは負担が大きい。ケアマネの作成するケアプラン1枚で関係するすべてのサービスの内容がわかるようにしてはどうか。また、評価期間を3ヶ月に1度となっているが、利用者個々の状態に合わせて評価するようにしてはどうか。	今後検討を要するもの	2
35	退院・退所加算について、訪問だけでなく、電話やファックスでのやりとりでも、書式にまとめれば加算を認めてほしい。	今後検討を要するもの	2
36	介護予防支援の委託・受託件数8人枠を廃止し、トータル換算方式にする。業務にゆとりがあるケアマネが8人以上受託しても何ら問題ないのでは。また要支援の認定が増加している中、地域包括支援センターを助けることにもなる。トータル数がokならば良いという考えです。また、事業所の利用者が要支援になったとき、今までの担当のケアマネにすでに8件の要支援担当がいるため、担当者の変更をせざるを得ない場合がある。このことは利用者にとって大きな負担である。	今後検討を要するもの	2
37	地域包括支援センターからの委託を廃止すべき(特に要介護と要支援をいったり来たりの人の契約変更手続きが面倒)。本来の地域包括支援センターの位置付けを明確にすべき。	今後検討を要するもの	2
38	要支援者の事務処理は、委任先の居宅に一任させてほしい。居宅が要支援者を委託した場合、非常に効率の悪い書類のやりとりが始まり、利用者も包括と居宅の二重契約が必要となり、みな同様に困惑している。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	2
39	地域包括支援センターからの委託8件上限を撤廃すべき。8件だと担当変更を余儀なくされるケースも出てくる。	今後検討を要するもの	2
40	第4表のサービス担当者会議については、第5表の居宅介護支援経過記録に記入することで代替可能ではないか。	実施に向けて検討する事項	2
41	担当者会議の要点の簡略化をしてほしい。全てのサービスがいつせいに開始されるわけではなく、落ち着くまでサービスの追加～変更が繰り返されるパターンも多い。この都度ごとに担当者会議を開催するのは利用者及びその家族、ケアマネジャーにとって負担である。担当者会議は原則1回とし、その後は担当者への聞き取り等にて、1点の要点にまとめていくこととしてはどうか。度重なる訪問は、利用者、家族にとっても負担感があると思われる。	実施に向けて検討する事項	2
42	担当者会議において両方の暫定プランを作成しておくのは大きな事務負担。介護認定がでてから、サービス提供日にさかのぼってケアプランを作成できるようにしてほしい。	今後検討を要するもの	2

43	急を要する利用者の区分変更時に、担当者会議を開催し暫定プランを作成し、プランの承認を経てサービス開始という手順にのっとりしている時間が無いことが実情としては多く、迅速な対応ができるような仕組みにしてほしい。	実施に向けて検討する事項	2
44	デイサービスの通所介護計画などはすべてケアプランに組み入れてはどうか。	今後検討を要するもの	2
45	アセスメント・モニタリング・経過表・カンファレンス議事録が重複しているので、整理すべき。	今後検討を要するもの	2
46	病院から退院するケースの場合、本人に自宅でアセスメントするのは難しい。病院で本人とアセスメントを行い、自宅では家族へ住環境等をアセスメントすれば問題ないのでは。	実施に向けて検討する事項	1
47	利用票・提供票について、毎月作成し利用者・事業者に配布しているが、曜日や時間の変更がなければ作る必要はないと思う。変更時のみで良い。	今後検討を要するもの	1
48	提供票・利用票の記載情報を簡素化し、片面印刷で済むようにする。印刷機やソフトの能力によっては両面印刷ができず、2枚になってしまう。	今後検討を要するもの	1
49	ヘルパーの単発の追加の場合、その都度利用票、提供票を作り直す必要はなく、月末の実績報告に基づいての給付管理で十分である。	今後検討を要するもの	1
50	暫定期間は認定の結果に関わらず、居宅介護支援事業所または介護予防支援事業所のどちらからでも給付管理ができるようにする。また、予防プランの委託の場合、包括と委託先の間で煩雑なやりとりをしなければならず、居宅介護支援事業所が直接給付管理できるようにしてはどうか。	今後検討を要するもの	1
51	暫定ケアプランでサービス提供する場合、介護認定となった場合でも、包括センターが一時的な請求ができるようにすればいいのではないか。	今後検討を要するもの	1
52	ケアプランの「生活援助中心型の算定理由」欄は不要。	今後検討を要するもの	1
53	第5票のサービス担当者会議の要点の様式を削除してほしい。担当者会議の結論を第2票に。開催と出席者は第6票に記載する。	実施に向けて検討する事項	1
54	居宅サービス計画書の住所記載は廃止するべきでは。個人情報にかかる。利用者名と生年月日でよいのでは。	今後検討を要するもの	1
55	変更したプランからすぐの更新での居宅サービスの作成は省略してもいいのではないか。変更したプランはアセスメントや担当者会議を経ているので、更新時はプランのみでいいのでは。	実施に向けて検討する事項	1
56	サービス担当者会議の記録について別表でなく5表へ記載することでいいようにしてほしい。5表へも必ずサービス担当者会議の記録を残しているため、重複をさけられる。	実施に向けて検討する事項	1
57	居宅サービス計画書を抜本的に見直してほしい。目標の設定期間とサービス提供期間との記入がややこしい。	今後検討を要するもの	1

58	第4表 担当者会議の要点について、「検討した内容」「検討項目」「結論」と別れているが、まとめてく記入しづらい。経過記録への記載でいいのではないか。	実施に向けて検討する事項	1
59	サービス事業所から提供されたモニタリングや実績報告書を受け取った。サービス担当者会議を開催して要点を第4表に記載したにもかかわらず、支援経過記録に記載する必要あり。重複記載は廃止すべき。	実施に向けて検討する事項	1
60	第4表(サービス担当者会議の要点)について、初回と認定の更新時のみ作成し、それ以外のときは第5表(居宅介護支援経過)への記載で十分ではないか。	実施に向けて検討する事項	1
61	予防サービス介護支援計画書(2)(3)を統合する。内容的に重複しててんが多いので	今後検討を要するもの	1
62	介護予防サービス・支援計画書の「領域における課題」「総合的課題」「課題に対する目標と具体策の提案」を1つにまとめられるのではないか。また、「具体策についての意向」についても本人・家族に確認しないことがほとんど。また、記入欄が多く字が小さくなってしまったため、高齢者には見づらい。	今後検討を要するもの	1
63	居宅サービス計画等作成依頼届出書の、被保険者の署名欄を廃止してほしい。事業所が、契約書や重要事項説明書、個人情報使用同意書を持参すれば、署名・捺印は必要ないのではないだろうか。	今後検討を要するもの	1
64	介護予防支援計画について、自由記述ではなく選択式で記述できるようにする。	今後検討を要するもの	1
65	介護予防サービス・支援計画書の「具体策についての意向 本人・家族」欄は削除する。	今後検討を要するもの	1
66	介護予防サービス・支援計画書の「目標」欄は「課題に対する目標と具体策の提案」と同意であるため、削除する。	今後検討を要するもの	1
67	記入書式のさらなる簡略化を望む	今後検討を要するもの	1
68	介護予防計画書について、確認項目を削除する検討を。目標や具体策等、本当に必要か。	今後検討を要するもの	1
69	ケアプランの作成は「根拠・わかりやすく・インフォーマルをいれて」などと言われるが、具体的にどこまで書けばいいの不安である。記入例を提示してほしい。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
70	ケアプランの内容に変更がなければ従前に作成した通所介護計画をそのまま利用してはどうか。	今後検討を要するもの	1
71	利用者基本情報(2)の一番下の同意欄を廃止する。必要があれば契約書に含めればよいこと。訪問回数が増えてしまう。	今後検討を要するもの	1
72	ケアマネが実地確認しているので、利用票の利用者確認欄はいらない。	今後検討を要するもの	1

73	ケアプランの様式を簡略化してもらいたい。	今後検討を要するもの	1
74	サービスを提供する側において活用しやすい書式に見直し。予防と要介護の様式が異なるメリットが理解しにくい。書式が十分に理解されないまま立案されていることが多い。特に予防はアセスメントが十分でない場合が多い。	今後検討を要するもの	1
75	サービス利用表・別表の配布義務を無くしてほしい。サービス利用表別表で次月度の計画を確認している利用者・家族はほとんどいないし紙の無駄である。また独居高齢者に毎月細かい字の書類にハンコををとおす習慣づけを行うことは、詐欺を助長するのでは。	今後検討を要するもの	1
76	週間予定表を無くしてほしい。居宅サービス計画書(2)にサービス回数を記載するので充分である。	今後検討を要するもの	1
77	居宅サービス計画の週間計画については、回数・曜日等変更が随時あり参考にならない。利用表で代替可能ではないか。	今後検討を要するもの	1
78	居宅サービス計画書(2)には介護保険サービスのみ記載し、他のサービスについては週間サービス計画表に記載すれば良いのではないか。	今後検討を要するもの	1
79	居宅サービス計画書については、介護保険スタート時から変わっておらず、ICFの考え方が普及してきても、介護予防のサービス計画書が新しくなっても変わっていない。自由様式にするとか、介護予防サービス計画書ともども見直すべき(あまりにも違いすぎる)	今後検討を要するもの	1
80	1表、2表について、ニーズと目標、サービス内容にしても期限も含めて自由記載としてはどうか。医療的に重い場合や何種類ものサービス業者を使う場合に煩雑でわかりにくい内容となってしまうし、逆に福祉用具だけの場合もある。リハビリと違って生活全般にわたって記載するので期限を決めるにはそぐわない。(死にそうな高齢者に期限を定めるのかと利用者に言われたことがある)	今後検討を要するもの	1
81	利用増等による利用票の差し替えについて、支援経過で把握できていれば良いのではないか。	今後検討を要するもの	1
82	利用票への短期入所日数の記載について、7表利用票別表への記載で事足りるのではないか。	今後検討を要するもの	1
83	本人からの聞き取りや給付実績で確認可能なため、サービス事業所のプランや活動報告の提出を原則不用にしてもいいのではないか。	今後検討を要するもの	1
84	計画書2票の期間について、期間の部分はモニタリングで確認しているので不要	今後検討を要するもの	1
85	普段の訪問で利用者の意向は把握しており、担当者会議前の作成作業は不必要	今後検討を要するもの	1
86	居宅サービス計画と各事業所の介護計画で重複する部分は省略してほしい。	今後検討を要するもの	1
87	予防評価用紙の聞き取りでの対応も可能にしてほしい。用紙の提出が遅れたら、評価及びプランの交付が遅くなってしまう。	今後検討を要するもの	1

88	サービス提供の曜日や回数変更程度ですべての事業所へケアプランを交付する必要はない。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
89	軽度なプランの変更時には担当者会議はいらぬのではないか。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
90	福祉用具やサービス利用回数の増減に伴うケアプランの作成は必要ない。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
91	ささいな変更の時はアセスメントや担当者会議という一連の手続きを省略しても良いのではないか。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
92	軽微な変更であれば、作成しなくてもいいようにしてほしい。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
93	レンタルしている車いすが故障したので変更しようとしたが同型の物はすでに製造されておらず、同等のものは単位が違っている場合など、ニーズは同じでも単純に単位数が変わっただけであればプランを変更する必要はないのではないか。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
94	週間計画の時間変更などは再発行不要にしてほしい。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
95	単にデイサービスの回数が増減するくらいのプランの変更は、サービス担当者会議を不要にしてほしい。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
96	ケアプランの軽易な変更であればサービス担当者会議は必要ないのではないか。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
97	目標もサービスも変わらない、単なる事業所変更はサービス担当者会議は必要ないのではないか。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
98	ケアプランの変更について、サービスの回数の増減等のプラン変更は度が過ぎているのではないか。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
99	単にデイサービスの回数が1回増えるくらいのプランの変更は、「軽微な変更」に含めて良いのではないか。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
100	居宅サービス計画書は同事業所内のサービスであれば、変更は必要ないのでは	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
101	ショートステイや通院乗降介助などは、利用者の状況以外の原因で事業所が変わることが多く、その場合は新たにケアプランを作らず、加筆修正で良いのではないか。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
102	短期入所の事業所追加の場合の担当者会議は不要。短期入所はどこに入れるかわからないので。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1

103	利用回数の増減程度で担当者会議は不要。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
104	利用回数の増減程度でケアプランの交付は不要。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
105	状態変化のない場合のアセスメント、担当者会議は不要である。	今後検討を要するもの	1
106	介護タクシー、ショートステイはまさにその日必要になるものであり、アセスメントや担当者会議が必要と言われても不可能である。	実施に向けて検討する事項	1
107	サービス担当者会議と照会の記録は支援経過の様式にまとめる。	実施に向けて検討する事項	1
108	新たに利用するサービスが増えた時などにサービス担当者会議を開きケアプランを再作成するが、その際に追加になったサービス事業所とだけ担当者会議をすればいいようにしてほしい。	今後検討を要するもの	1
109	サービス担当者会議には利用サービス全事業者を呼ぶ必要はない。	今後検討を要するもの	1
110	サービスの回数の増減程度で全事業者を集めての担当者会議は不要。	実施に向けて検討する事項	1
111	サービス追加によるサービス担当者会議では、変更内容に関係する事業所のみでの参加でよろしいのではないかな。	今後検討を要するもの	1
112	ケアプラン変更時のサービス担当者会議は、変更のあった事業所とケアマネジャーが必要と判断した事業所が会議に参加し、今後検討を要するものの事業所は報告と一部プランの送付で可能なのではないかな。(例えば、福祉用具の増加等は通所サービスには大きな影響はない場合があると想定されるため)	今後検討を要するもの	1
113	利用者の状態に特段の変化がない場合には認定有効期間内は計画を立て直さなくても良いのではないかな。	今後検討を要するもの	1
114	ケアプランの見直しについては、6ヶ月毎の見直しについては必ずしも全員が行う必要はないのではないかな。毎月の訪問と支援経過記録、モニタリング等で根拠がきちんと記載されていれば、プラン継続で新たに作成する必要はないのではないかな。	今後検討を要するもの	1
115	予定が変更となった際に、利用票・提供票に変更がある場合に、再度作成し直す作業が発生しているが、本人の同意があれば差し替えるのではなく、書き足してもいいのではないかな。	今後検討を要するもの	1
116	プランの変更や一部継続時のアセスメント様式について、変更内容についてのみでよいのではないかな。支援経過等に検討の過程、判断などが明記されていることで良いのではないかな。	今後検討を要するもの	1
117	短期目標の期間が変わる以外に変更点が無い場合は、モニタリングされていればその計画書は有効としてもいいのではないかな。	今後検討を要するもの	1

118	居宅サービス計画書の内容に変更があった場合、作り直しではなく、修正で済むようにしてほしい。	今後検討を要するもの	1
119	軽微なプラン変更の際、直接変更に関係ない、サービス事業所への照会。直接関係のない変更の場合、照会が形式的なものになる。件数が多くなりすぎ、事業所にとっても負担になるといわれる。特に、利用者の意向が変わったことだけが変更の理由の時。同じ事業所に毎月何件も照会をお願いするのは、ケアマネ側も心苦しい。事業所側も忙しいのはわかっている。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
120	ケアプランの軽微な変更の場合、サービス担当者会議において全事業所を召集する必要はないのではないか。また、ケアプランを全事業所に配付する必要もないのではないか。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
121	新規や更新でケアプランを作成するとき、当該月に配布するという規定があるが、依頼が来てから30日以内、あるいは認定から30日以内などにしてほしい。	今後検討を要するもの	1
122	サービス追加や回数の増でケアプランの再作成は手間。	今後検討を要するもの	1
123	サービス提供を中止・減少したときはケアプランの作成は不要とする。	今後検討を要するもの	1
124	変更のない事業所へのケアプラン送付は省く。	今後検討を要するもの	1
125	サービスの増、回数増などプラン変更時の計画書について、計画書の1表～3表は手間になっている。第2表、第3表に加えて利用者に印鑑をもらうことで利用者の同意を得られるのだから作り直しは事務作業を多くしている。	今後検討を要するもの	1
126	居宅サービス計画について、サービスを追加するのに計画書の再作成は行わずに、記録に残せば良いこととしてはどうか。	今後検討を要するもの	1
127	状況変化により同居家族のいる家事援助サービス申請等必要になった場合、区分変更申請と同時に同居家族家事援助申請(その際担当者会議、プラン作成を行っている)も出した。その後、介護度が決定し、内容は区分変更申請時と変わってないのに、再度担当者会議とプラン作成、申請書の出直しをするのは二重の手間になっている。	今後検討を要するもの	1
128	担当者会議は必要に応じて開くこととしてほしい。	今後検討を要するもの	1
129	サービス担当者会議は行う必要がないときでも行わないと減算になるので、形式的になっていることが多い。減算するのではなく、開催したら加算することとしてはどうか。	今後検討を要するもの	1
130	初回のサービス担当者会議は、サービス開始後しばらくしてからの方が意見交換しやすいのではないか。	今後検討を要するもの	1
131	サービス担当者会議を義務づけるのではなく、担当者に照会して必要性を把握し、変更の必要があるとされた場合に開催することにしても良いのではないか。	今後検討を要するもの	1
132	サービス担当者会議について、時期を要件にせず、必要時にしてほしい。	今後検討を要するもの	1

133	ケアプランを見直す際、主治医に電話で照会したり担当者会議に出席させるのではなく、直近の意見書があれば良いとすること。	今後検討を要するもの	1
134	ケアプラン変更の際毎回サービス担当者会議を開く必要はないのではないか。	今後検討を要するもの	1
135	抜本的に見直すべき。目標の設定期間とサービス提供期間との記入がややこしい。予防とフォームが違うのも、煩雑。	今後検討を要するもの	1
136	介護予防プランを作成する事業者・ケアマネジャーの選択の自由化。 介護と予防のプランの様式統一。	今後検討を要するもの	1
137	予防のプランを介護のプランを基本に見直し。利用者にわかりづらい。	今後検討を要するもの	1
138	予防のケアプランについて、A3用紙の右半分の課題から目標、サービスの記入欄を要介護のケアプランと一緒にする。	今後検討を要するもの	1
139	介護予防ケアマネジメントを廃止し、介護予防と要介護の様式を統合する。	今後検討を要するもの	1
140	ケアプラン作成届・認定申請書・情報提供書など、各種書類の様式が保険者でバラバラなので、全国で統一すべき。	今後検討を要するもの	1
141	訪問＝モニタリングとされているが、訪問とモニタリングは別物と考え、モニタリングは、短期目標の切れる時期のみで良いのではないか。	今後検討を要するもの	1
142	支援経過記録について、状況に変化がなければ3ヶ月ごとの評価とこれまでの経過を記載すれば良いのではないか。	今後検討を要するもの	1
143	モニタリングは3ヶ月に1回とし、ある程度ケアマネの裁量に任せてほしい。	今後検討を要するもの	1
144	モニタリング訪問を毎月ではなく、短期目標期限切れ前のタイミングでの作成のみとする。モニタリング訪問では、ケアプランだけの話ではなく、心身の変化等も注意深く観察している。それらを経過記録に詳しく記入することで、利用者の状態はわかると思われるので十分ではないのか	今後検討を要するもの	1
145	毎月の居宅訪問はかなりの負担である。	今後検討を要するもの	1
146	モニタリングの目的を明示し、最低限どこまで行う必要があるか、全国統一の様式を示してほしい。	今後検討を要するもの	1
147	経過記録を日常介護・看護記録に記載し、記録の重複をなくす。	今後検討を要するもの	1

148	ケアプランとモニタリングの期間を長くする。	今後検討を要するもの	1
149	多くの利用者が変化が無いのに、毎月のモニタリングは多い。すべてのケースにおいて毎月行う必要性はない。	今後検討を要するもの	1
150	モニタリングについて1ヶ月に1回の評価を最低6ヶ月に1回程度に、もしくは適宜で可とする。	今後検討を要するもの	1
151	福祉用具についてはモニタリングは短期目標に沿って行うべき。毎月は不要。	今後検討を要するもの	1
152	福祉用具・通院乗降介助のみの利用者のモニタリングは必要時のみで可とする。	今後検討を要するもの	1
153	毎月訪問が義務づけられているが、3ヶ月に1回とし、簡素化していただきたい。毎月の訪問は、利用表のお届けや確認により実施している。その際に利用者等の状況も確認しており、モニタリングと実質的に重複している。サービス利用状況は毎月の事業所からの報告や訪問で確認出来るため、モニタリングは3ヶ月に1回へ簡素化が可能であると思われる。	今後検討を要するもの	1
154	緊急入院した場合でも入院先を訪問しなければ減算となる扱いをやめてほしい。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
155	月途中で入院した場合は、本人・家族に入院先で会い面談すれば訪問とみなしてほしい。本人不在の自宅に行ってもあまり意味ないのでは。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
156	急な入院をした月に利用者の自宅で家族と面談するのは難しい。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
157	ケアプランについて、長期や短期の目標は廃止し、有効期間にそった目標にする。ケアマネジャーの判断で見直しをすれば十分。	今後検討を要するもの	1
158	ケアプランの目標は長期だけで良いのではないか。	今後検討を要するもの	1
159	先に原案を持って行くのではなく、サービス担当者会議の内容を踏まえて居宅サービス計画を作成する。	今後検討を要するもの	1
160	ケアプラン第2表の援助内容の期間は不要。	今後検討を要するもの	1
161	生活援助中心型の算定理由の記入について、平成15年のQ&Aでは不適切な給付として返還を求めるとあるが、マネジメントに不備があるのは居宅介護支援事業所であり、訪問介護事業所に返還を求めるとはいかがなものか。	今後検討を要するもの	1
162	支援経過記録と他の帳票の重複をなくす。	今後検討を要するもの	1

163	利用表・別表について、実績で変更があったときもらい直しているものは利用表・別表はいらぬ。	今後検討を要するもの	1
164	ケアプランや介護保険者証に「介護認定審査会の意見・サービスの種類の指定」欄があるが本当に必要なか。記載されているのを見ることがない。	今後検討を要するもの	1
165	2表の援助内容期間は、援助目標の短期期間と連動であれば記入の必要はない。	今後検討を要するもの	1
166	サービス開始2ヶ月ほどは、居宅サービス計画書の作成はなしにして、その間にサービス事業所で意見をだしあい、内容を固めていく。都度ケアプランを作成しサービス事業所に配布する手間が膨大である。	今後検討を要するもの	1
167	利用表の予定が超えた場合、利用表を再作成し、再度利用者に交付し確認印をもらうように指導しているが、利用者からの確認印はもらわなくてもいいようにしてほしい。利用表はあくまで見積書的な計画書であり、当然変更が出てくる。そのたびに再交付しても利用者も困る。実際の請求は事業所と連携して行っているの意味がない。	今後検討を要するもの	1
168	利用者の状態が安定しないとき、支援経過に記録し、サービスが固まった時点で居宅サービス計画に位置づけられるようにしてほしい。現状では、本人の意向が曖昧なままサービスをくまざるを得なくなる。	今後検討を要するもの	1
169	居宅支援経過記入について内容が居宅サービス計画書などと重複する部分が多いため、内容については別紙記載などですませたい。	今後検討を要するもの	1
170	第4票は必要時のみ作成し、担当者会議開催時の要点は支援経過記録に記載すれば良いのではないか。	実施に向けて検討する事項	1
171	福祉用具購入・住宅改修について、ケアプラン第2表に記載・検討することとされているが、継続的な給付管理と違い単発・断続的に利用する物なので、第6票への記載と申請書類で補完できるのではないか。	今後検討を要するもの	1
172	担当者会議の要点、ケアプラン、利用表・別表とを統合、提供表・別表、給付管理表を統合、支援経過、モニタリング、評価を統合	今後検討を要するもの	1
173	2表の長期目標を削除し、総合的な援助の方針に反映するなど、より明確化すべき。	今後検討を要するもの	1
174	ケアプランを再作成する場合の基準を明確化。更新時は不要。	今後検討を要するもの	1
175	ケアプランにデイサービスの通所介護計画・機能訓練計画の内容を盛り込み、利用者・家族にサインをもらえば確認作業が完了するようにする。	今後検討を要するもの	1
176	退院・退所加算について、病院を訪問して医師等に直接会うのではなく、電話で情報交換すれば良いのではないか。遠地への訪問や、病院との日程調整が困難である。	今後検討を要するもの	1
177	福祉用具購入のケアプランについてわざわざ市町村に提出するためのケアプランの記載は不要と思う。	今後検討を要するもの	1

178	居宅サービス計画書への福祉用具販売の理由の記載を削除してほしい。福祉用具購入の申請書に理由を記載することでことは足りる。変更のたびにプラン変更となり、負担が増える。	今後検討を要するもの	1
179	サービス計画書の更新は、利用者の状態が変わったときと、認定更新時のみにしてほしい。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
180	ケアプラン原案への利用者の同意は、口頭でとって記録すれば良いことにする。	今後検討を要するもの	1
181	代行申請を有料化してほしい。忙しくても拒否できず、時間・労力がかかってもプランまでつながらないことがよくある。	今後検討を要するもの	1
182	緊急時のショートステイ利用について、プランの変更手続きを行うのが困難支援経過記録の中に記入すれば良いと思われる。	今後検討を要するもの	1
183	デイサービスなどすでに利用しているサービスの追加について、プランの変更は2・3表のみで良い。曜日の変更程度の場合もあるため。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
184	現在、施設に入所している方は住所地の包括で予防支援を受けることになるが、これを現在住んでいる(施設のある)地の包括と契約できるようにすべき。	今後検討を要するもの	1
185	地域包括支援センターの業務から予防支援業務を撤廃し、事業所で予防のケアマネジメントをできるようにする。	今後検討を要するもの	1
186	予防プランは、①契約書、プランすべての作りかえが必要②利用者によっては、これまで利用していたケアマネ、サービス事業所がすべて変わることも③予防プランの単位数が低く人件費がまかなえない といった理由で廃止すべき。	今後検討を要するもの	1
187	要支援も事業所のケアマネが直接契約できるようにする。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
188	予防ケアプランの作成の包括から事業所への委託上限の撤廃。	今後検討を要するもの	1
189	予防プランの様式の簡素化。サイズはA4にし、アセスメントは簡潔に、文字を大きくする。アセスメントは利用者に提示する必要はないのではないか。	今後検討を要するもの	1
190	包括からの委託の場合、受託に係る契約書類について、何度も署名・印が必要であり、手間が掛かりすぎているのではないか。	今後検討を要するもの	1
191	介護予防支援にも運営基準減算を設けるべき。介護支援専門員等への指導や支援を行う立場にありながら、運営基準に違反しても罰則が無いのは指導や支援を行う際の信頼関係が築きたい。	今後検討を要するもの	1
192	介護予防サービス・支援計画書原案確認を簡略化してほしい。利用者が確認する前に地域包括支援センターが確認することになっており、事務負担が大きくなり、利用者や事業所へのプラン提示が遅くなる。	今後検討を要するもの	1

193	介護予防支援については地域密着サービスの特例として、現住所地の地域包括支援センターが直接的に利用者と契約を結び支援や給付管理業務ができるよう改正すべき。	今後検討を要するもの	1
194	支援と介護で担当ケアマネが変わることで利用者が混乱する。ケアマネ業務は事業所に一元化し、プランの様式も一本化すればよい。	今後検討を要するもの	1
195	介護予防サービス・支援評価表の作成は委託のみとし、包括でプランを作成している場合、支援経過に記録する。	今後検討を要するもの	1
196	現在給付管理を地域包括支援センターで行っているが、直接職員が対応するケースで無い場合、把握が難しいようである。実際に対応している、委託された介護支援事業所が給付管理をするほうが事務が減るのでは。	今後検討を要するもの	1
197	ケアマネ1人あたり8件委託を常勤換算での委託数としてほしい。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
198	他市町村からの予防プランの再委託は、包括から包括で対応できるように変更してほしい。他市町村からの再委託は手間と時間がかかる。また逆に包括から他市町村の事業所に再委託をしたくても、田舎の市町村などは直営の包括しかなく、再委託を受けてくれる事業所を探すのも一苦労らしい。これは包括同士が責任を持って連携すべき業務にするか、報酬を通常の倍にするなどしてほしい。そうでないと、手間はかかる上報酬も安い現状では、予防プラン難民が出てきてもおかしくない。	今後検討を要するもの	1
199	要介護・要支援の区分変更によって担当者を変更することのないよう、手続き・制度を簡略化してほしい。	今後検討を要するもの	1
200	予防のケアプラン評価表に記載すべき内容について、解釈がまちまちなので統一すべき。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
201	福祉用具貸与サービスについては、経過記録に記載することで足りると考えられ、サービス担当者会議は不要	今後検討を要するもの	1
202	サービス担当者会議において、サービス追加でも必ずしも医師の意見が必要ないときは医師の意見は必要ないのではないかと。	今後検討を要するもの	1
203	緊急時のショートステイ利用時はサービス担当者会議の開催は難しい。記録で良い。	実施に向けて検討する事項	1
204	担当者会議の開催をサービス開始前に限定しない。急ぎの利用希望で先にサービスを提供することは珍しくないため。	実施に向けて検討する事項	1
205	介護認定更新時については、担当者会議の開催ではなく、原則意見紹介とする。	今後検討を要するもの	1
206	毎月事業所からモニタリングをもらっており、変化があればたがいに報告しているので、担当者会議の度に照会する必要はない。	今後検討を要するもの	1
207	書類の第4票から第6票(サービス担当者会議の記録、サービス担当者に対する照会内容、居宅介護支援経過)と一つにまとめてほしい。またサービス担当者会議の様式は任意のものにして、サービス担当者に対する照会内容はメールでのやりとりも認める方向で改善をお願いしたい。	実施に向けて検討する事項	1

208	家族の旅行などで、ショートを利用する場合は、月1回の訪問(モニタリング)と担当者会議を同時に行えるようにしてほしい。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
209	介護認定更新時にサービス担当者会議を義務づけているが、本人や家族のニーズに変わりがなければ省略できるようにする。	実施に向けて検討する事項	1
210	ケアプラン変更の際の担当者会議への参加は、プランの変更に直接関わる事業者及びケアマネジャーの判断で必要とされる者のみで良いのではないかな。	今後検討を要するもの	1
211	サービス担当者会議について、週単位で利用するサービス以外については、2表で書いてある場合は照会だけでもいいのではないかな(ショートステイ等)	今後検討を要するもの	1
212	福祉用具だけ利用している利用者のサービス担当者会議は省略できるのではないかな。モニタリングを実施するだけで十分ではないかな。	今後検討を要するもの	1
213	欠席する主治医の意見をいただく書類について。医師とケアマネジャーの連絡票を使用しているがなかなか返信いただけなかったり認定調査の主治医意見書と同じ内容で返信されることもあり医師の過重労働が問題視されている中あまり意味がないのでは。認定更新時のみ「認定調査時の医師の意見書」で可としていただきたい。また認定判断のためだけでなくその後の介護方針に役立つような主治医意見書の様式にしてほしい。	今後検討を要するもの	1
214	サービス担当者会議について、緊急時のショートステイ利用時に開催するのは困難。記録を残すことで良いのではないかな。	実施に向けて検討する事項	1
215	緊急性のある方への暫定プランや要介護認定者に対するケアプランについて調子がいいときと悪いときの差が著しく、要介護と要支援の認定を更新ごとに行き来する人は、予防プランがたてて無くて、介護プランを立ててあげれば可とするようにしてほしい。	今後検討を要するもの	1
216	要介護と要支援を行き来する利用者もいるので、そのたびに届け出や契約をやり直すのは無駄ではないかな。	今後検討を要するもの	1
217	地域包括支援センターからの委託により計画を作成している場合、予防プランの確認作業は必要ないのではないかな。確定した予防プランの提出でいいのではないかな。	今後検討を要するもの	1
218	要介護から要支援になった場合に、同じケアマネに委託してもらうのに契約書を作り直す必要があるが、利用者が混乱している。	今後検討を要するもの	1
219	せっかくアセスメントやサービス担当者会議の結果暫定プランを作成し、認定申請をしても、要支援の認定結果がでたら、全てただ働きになってしまう。必要な手続きをした結果要支援認定がでて、地域包括支援センターに引き継がれた場合は一部算定出来るようにしてほしい。	今後検討を要するもの	1
220	要介護と要支援を行き来する利用者については届出書あるいは契約を簡素化しても良いのではないかな。	今後検討を要するもの	1
221	介護支援専門員試験の受験資格証明・受験票を複数年有効としてほしい。	今後検討を要するもの	1
222	介護支援専門員証に介護支援専門員の住所が記載されているが、利用者に知られるのはプライバシー上問題がある。削除してほしい。	実施に向けて検討する事項	1

223	居宅サービス計画書、サービス提供表・別表のCSVプラットフォームを構築し、どのソフトベンダーのソフトで作成した帳票でも利用できるようにしてほしい。そしたら紙資源節約と効率的なケアマネジメントを実現するため。尚、JAHIS担当者にこの旨の提案を行ったが、共通プラットフォームの構築は民間事業者団体だけでは対応困難とのこと。国としてCSVプラットフォームを提示することにより、ソフトベンダーは自主的にそれを組み込んだソフト開発を行い、異なるソフト間の電子情報流通が促進されるのでは。	今後検討を要するもの	1
224	居宅介護支援における書類作成タイミングについて、サービス導入までに書類や手続きが多く、ショートステイ等は急に必要になることもあり、書類や会議をする暇がないので、ケアマネの裁量に任せてほしい。	実施に向けて検討する事項	1
225	認定更新時に変更がない場合は、ケアプランの再交付を省略する。	今後検討を要するもの	1
226	サービス計画原案とサービス計画とは別の書類であり、原案によって利用者の事前同意を受け、改めてサービス計画を作成して同意のサインを得るべきとの指導を受けたが、説明の後に同意を得た時点で、サービス原案にサインがなされたものをサービス計画としてもいいのではないか。	今後検討を要するもの	1

◎情報公表

227	情報公表制度について、調査票の内容等を簡潔にわかりやすく表示する等により、利用者にとってもっと使い勝手の良いものとするべきではないか。	実施に向けて検討する事項	49
228	情報公表を廃止できないか	実施に向けて検討する事項	45
229	情報公表の調査頻度を見直せないか。(2年に1度など)	実施に向けて検討する事項	20
230	情報公表制度と第三者評価(外部評価)等を統合できないか	実施に向けて検討する事項	19
231	訪問調査を廃止できないか	実施に向けて検討する事項	17
232	手数料の減額・無料化	実施に向けて検討する事項	8
233	情報公表を指導監査でおきかえられないか	今後検討を要するもの	7
234	調査に係る事務負担を軽減できないか。	実施に向けて検討する事項	5
235	都道府県によってWEB入力を禁止していたり、調査機関によって判断の基準が違ったりするのを統一して欲しい。	実施に向けて検討する事項	5
236	情報公表制度とアンケート等の統計調査を1つにまとめられないか	今後検討を要するもの	2

237	調査に係る事務量が多く無駄	今後検討を要するもの	2
238	訪問調査の実施時期を事業所の都合のいい時期にして欲しい	実施に向けて検討する事項	1
239	調査情報をなくし、基本情報の内容に相違がないか調査する仕組みにすべき	実施に向けて検討する事項	1
240	情報公表と統計調査や監査指導等に使用する書類の作成基準日の統一	今後検討を要するもの	1
241	情報公表の調査票と有料老人ホームの重要事項説明書の様式の統一	実施に向けて検討する事項	1
242	予防サービスを一体化し、別枠で記載させない	今後検討を要するもの	1
243	運営状況報告書と、情報の公表調査を一本化し、事業所の手間を減らしてほしい。	実施に向けて検討する事項	1
244	調査を受けた事業所への証明書等の交付	実施に向けて検討する事項	1

◎介護報酬

245	独居高齢者加算取得に必要な利用者の住民票取得は必要ないのでないか。アセスメントによる対応で可能ではないか。あるいは、行政で確認する(荒川区方式)のもありではないか。	今後検討を要するもの	42
246	介護報酬請求に係る様式を簡略化すべき。	実施に向けて検討する事項	23
247	翌月10日の請求に間に合わせるため、①月初に休日のある1月と5月には休日出勤が、②日数の少ない2月には連日の残業が必要となり、担当者に負担がかかるため、請求の締切りを遅くする	今後検討を要するもの	7
248	事務負担の簡素化(介護報酬)	実施に向けて検討する事項	3
249	利用表、提供表のサービス内容に加算がすべて記載されるため、何枚にもなることがある。通所リハ・通所介護等誰にでも必ずつく加算は基本単価に含むこととしてはどうか。	今後検討を要するもの	3
250	独居加算のための住民票は不要。アセスメントで十分。	今後検討を要するもの	3

251	2週間ごとの医師の確認指示が困難である。	今後検討を要するもの	2
252	介護福祉士以外の職員を増やすと基準を満たさなくなるため、何らかの配慮を願いたい。(サービス提供体制強化加算)	今後検討を要するもの	2
253	加算取得時の書類がバラバラなので統一してもらいたい。	今後検討を要するもの	2
254	サービス提供の2か月に介護報酬が支払われるのでは資金繰りが厳しいため、1か月後とする	今後検討を要するもの	2
255	請求等の返戻→再請求の手順に時間がかかるため、国保連に対して取下げ依頼書と介護給付費明細書を同時に提出できるようにする	今後検討を要するもの	2
256	訪問介護の緊急時訪問介護加算について、プランにない緊急の要件がはっきりせず、ケアマネ判断にもばらつきがありわかりづらい。	今後検討を要するもの	2
257	療養食であっても、経口維持の為の取り組みが必要な方も増えており、両方算定できないのか。	今後検討を要するもの	2
258	算定表等、説明がわかりにくく時間がかかるため、わかりやすくしてほしい／保留や返戻等の理由がわかりにくいことがあるため、備考欄を設けて理由をわかりやすくしてほしい	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	2
259	特定事業所集中減算について、90%に到底ならないのに毎月集計するのは手間がかかる。国保連の管理データで把握可能ではないか。	今後検討を要するもの	2
260	独居を証明するための住民票がスムーズに入手できた試しがない。	今後検討を要するもの	1
261	医療機関連携加算については、自分で診察にかかれぬ利用者に対して、特定施設から医療機関に情報提供するなどの連携を図っているものであるが、事務作業が負担となっているため、医療機関連携加算を廃止して、基準省令に手を加えることで本体報酬に溶け込ませることはできないか。	今後検討を要するもの	1
262	「認知症高齢者の日常生活自立度」を基準とした場合、医師の判定は不要。	今後検討を要するもの	1
263	特定事業所加算の要件にサービス提供責任者がサービス利用開始時に毎回留意点を伝達するとあるが、訪問介護員の報告を踏まえて適宜にすれば良いのではないか。	今後検討を要するもの	1
264	IDの期限が限られており、過誤申立ての都度IDとパスワードを申請し直すことになって手続きが煩雑であるため、無期限にしてほしい(介護報酬の請求)	今後検討を要するもの	1
265	基本夜間対応型訪問介護費について、サービス提供体制加算を請求する際、自治体によっては認められない場合がある。基本単位に体制加算をつけても国保連上返戻対象にならない。統一した解釈が必要。	実施に向けて検討する事項	1

266	居宅介護支援費は、介護度によって支援の内容や手間、事務作業の量が判断できるものではない。一律にすべきではないか。	今後検討を要するもの	1
267	経口維持加算を増額し、算定期限を廃止すべき。	今後検討を要するもの	1
268	口腔機能維持管理加算の具体的な様式を制定する。	今後検討を要するもの	1
269	集中減算届について、過疎地において事業所が少なく毎回変化がない。	今後検討を要するもの	1
270	ショートステイの入退所日の単位の削減。丸一日いるわけではないので、削れると思う。	今後検討を要するもの	1
271	請求等の返戻の理由がわかりにくいいため、記号などを簡素化すべき	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
272	請求等の返戻の連絡を早くしてもらいたい	今後検討を要するもの	1
273	造影検査又は内視鏡検査は全ての介護保険施設で実施できる検査ではないため、水飲みテストを実施すること自体危険だと医師が判断した場合は、経口維持加算(Ⅰ)が算定できてよいのではないか。	今後検討を要するもの	1
274	ソフト会社によって給付管理票の様式が異なり事業所間の伝送が困難であるため、様式を一本化して伝送できるようにし、入力作業の軽減等ができるようにしてもらいたい	今後検討を要するもの	1
275	通所介護の「栄養改善加算」「口腔機能加算」について、3か月ごとの評価ではなく、6か月ごと、1年ごとの評価でも可能とするなど、評価の期間に余裕を持たせてほしい。	今後検討を要するもの	1
276	通所介護の規模の判定のため、エクセルシートにデータ入力をしているが、事務負担やミスが生じる原因となるため、国保連が送信されたデータを基に計算するシステムとし勧告することとする	今後検討を要するもの	1
277	通所の場合、郵送されてきた短期集中リハビリテーション加算確認表に記入して国保連にFAXしているが、伝送した方が効率的	今後検討を要するもの	1
278	月初めのサービス未発生時に入院した際、入院が長期化して医療連携加算を算定できなかったケースがある。算定できる仕組みにしてほしい。	今後検討を要するもの	1
279	伝送ソフトはISDN回線によるデータ通信となっているが、これだけのために回線契約を結びコストがかかっているため、ブロードバンド対応してほしい	今後検討を要するもの	1
280	導入されているソフトにバラツキがありコストの増大に繋がっているため、統一化して利便性向上・経費節減を図る	今後検討を要するもの	1

281	特定事業所集中減算について、居宅介護支援事業所の規模によって限度を設ける。規模が小さいところは利用する事業所も少ない。	今後検討を要するもの	1
282	特定事業所集中減算について、県等のチェック機能を強化し、算定期間を半年から1年に見直し、判定表も簡素化する。	今後検討を要するもの	1
283	特定事業所集中減算について、占有率90%未満の場合は書類を作成・保存しない。	今後検討を要するもの	1
284	特定事業所集中減算について、チェックシートは年1回に。	今後検討を要するもの	1
285	特定事業所集中減算の年2回の報告書提出は必要ない。国保連で確認したり、公表することでも対応できるはずだ。	今後検討を要するもの	1
286	特定事業所加算について、例えば訪問予定前に急遽入院になってしまうなど、家庭訪問出来ない場合もある。、一概に、特定事業所である質の高い援助を実践していないと判断するには基準が厳しい。担当ケースの一定以上減算となる場合に算定出来ないようにするなど条件を緩和してほしい。	今後検討を要するもの	1
287	独居加算申請時の負担軽減のため、介護保険被保険者証に、「独居」であることを記載する。	今後検討を要するもの	1
288	アセスメントやサービス担当者会議での決定で足り、主治医意見書は必要ないのではないか。	今後検討を要するもの	1
289	認知症加算について、加算の根拠を主治医意見書のみにするのではなく、保険者の担当部局や地域包括支援センターによる確認でも可能とする。	今後検討を要するもの	1
290	認知症加算については、加算根拠を主治医意見書だけにするのではなく、保険者の担当部局など第三者が確認すればよいのではないか。	今後検討を要するもの	1
291	認知症加算の算定日を介護保険認定有効期間内にする。	今後検討を要するもの	1
292	認知症加算の算定要件について、根拠となる認知症自立度を認定審査会でとった自立度及び認定有効期間とする。	今後検討を要するもの	1
293	認知症専門ケア加算については、「医師の判定結果又は主治医意見書を用いる」とこととなっているが、前月の下旬に主治医意見書が作成され、当月の10日以降に認定審査会が行われた場合には、前月分の請求に反映させることはできない。過誤調整できるが、事務手続きが面倒なので、手間のかからない算定ルールにしてほしい。	実施に向けて検討する事項	1
294	複数名訪問加算において、本人・家族の同意を得ることを廃止してほしい。	今後検討を要するもの	1
295	報酬の請求は伝送、過誤申立ては紙で市町村に提出しているが、効率化のため過誤申立てを同時に伝送できるようにする	今後検討を要するもの	1

296	加算算定の根拠は主治医意見書のみを根拠として良いのか。	今後検討を要するもの	1
297	訪問介護の特定事業所加算の要件の一つ「留意事項の伝達」の方法の簡素化 ・「毎回」である必要があるか(なんら状態が変わらない場合等) ・「文書等の確実な方法」である必要があるか(口頭伝達でもよいのでは)	実施に向けて検討する事項	5
298	居宅介護支援の運営基準減算の判断基準の統一。毎月のモニタリングの際、利用者がショートステイを利用していることで居宅での面談ができないことを運営基準減算の対象とする県としないところがある。	今後検討を要するもの	1
299	計画書に記載できない理由があれば支援経過記録への記載で可とされているが、支援経過記録への記載に統一すべきではないか。	今後検討を要するもの	1
300	特定事業所集中減算について、集計の結果、占有率が90%を超えない場合は、書類を作成・保存しない。	今後検討を要するもの	1
301	特定事業所集中減算を事業所に任せれば良い。できていない事業所は県の実地指導、監査等で返還させれば良い。	今後検討を要するもの	1
302	認知症加算は主治医意見書に基づき算定されているが、この意見書が利用者の現状にあわないことが多い。	今後検討を要するもの	1
303	認定の有効期間内で認知症加算が算定できるようにすべき。	今後検討を要するもの	1
304	要支援と要介護の利用料金を統一してほしい。事務が繁雑になり、利用者にもわかりづらい。	実施に向けて検討する事項	1
305	老企第36号(506ページ)に明記されている、独居高齢者加算対象者への月1回の訪問による単身の確認結果を、毎月居宅サービス計画書等へ記録していく必要はないのではないか。独居の事実がなくなった際の記入だけでいいのではないか？	今後検討を要するもの	1

◎要介護認定

306	更新認定の有効期間を延長(又は廃止)すべき。	今後検討を要するもの	46
307	要介護認定に係る書類を簡素化すべき。	実施に向けて検討する事項	32
308	要支援と要介護を往き来する場合、事業所との契約の結び直しが負担となるので、手続の簡素化をしてほしい。	今後検討を要するもの	9
309	がん末期などの方の要介護認定には特別の配慮をすべき。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	7

310	要介護認定に係る書類様式について、全国で統一すべき。	今後検討を要するもの	5
311	要介護認定の2次判定を廃止(合理化)すべき。	今後検討を要するもの	4
312	自治体間で認定基準の解釈に差異があるので、統一化を図るべき。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	2
313	認知症などの利用者の場合、要介護認定後の介護保険証は居宅介護支援事業所に送付すべき。	今後検討を要するもの	2
314	要介護認定に係る延期通知の期限を廃止するか、延長すべき。	今後検討を要するもの	2
315	介護認定資料の申請時における本人・家族同意は必要ないのではないか。	今後検討を要するもの	1
316	主治医意見書の作成費用及び支払方法について、全国共通の方法に統一すべき。	今後検討を要するもの	1
317	利用者や家族が1次判定の結果でサービスを受けることを希望する場合、2次判定で重度化変更しないこととすべき。	今後検討を要するもの	1

◎住宅改修・福祉用具

318	軽度者の福祉用具の取扱いに係る手続きについて、がん末期の患者など利用を急ぐ場合には、主治医意見書などで病名が確認できれば理由書作成は不要ではないか。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	22
319	申請にあたり添付する理由書の様式1と様式2の内容は重複しており、簡素化すべきではないか。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	11
320	保険者に登録している指定事業書のみが、介護保険による住宅改修を施工できるようにすべきではないか。	今後検討を要するもの	5
321	保険者によって様式が違い戸惑うため、統一すべきではないか。	今後検討を要するもの	3
322	ケアプラン作成がされている場合は1枚目を簡素化でき、ケアプランを参照とすればよいのではないか。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	3
323	サービス担当者会議の議事のみで貸与できるようにすべきではないか。	今後検討を要するもの	2

324	例外給付の手続・利用制限を廃止すべきではないか。	今後検討を要するもの	2
325	住宅改修の申請書の「改修の箇所及び規模」は今後検討を要するものの書類で確認できるのではないか。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	2
326	福祉用具の個別援助計画を作成すべきではないか。	実施に向けて検討する事項	2
327	ケアプランへの位置づけが必須となっているが、ケアプラン変更までは必要ないのではないか。	今後検討を要するもの	2
328	区分変更日まで遡って適用すべきではないか。	今後検討を要するもの	1
329	医師の意見の文書をもらうのに時間がかかるので、後回し可能にしてはどうか。	今後検討を要するもの	1
330	医師の所見を必須にしない。	今後検討を要するもの	1
331	例外給付に対する医師の意見の様式を統一すべきではないか。	今後検討を要するもの	1
332	対象者と住居所有者が異なる場合の住宅改修の承諾書について、持ち家である場合には必要ないのではないか。	今後検討を要するもの	1
333	事前申請を廃止もしくは簡略化すべきではないか。	今後検討を要するもの	1
334	住宅改修に関する手続全般の書類作成については、市町村の包括支援センターが作成してはどうか。	今後検討を要するもの	1
335	住宅改修の理由書について、以前の様式のように簡素化してほしい。	今後検討を要するもの	1
336	ケアプランが作成されている人は、プランに住宅改修を位置づけることで理由書を省略できないか。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
337	市町村へ福祉用具販売の履歴照会ができるようするべきではないか。	今後検討を要するもの	1
338	難病患者が機能維持のための運動をするための運動器具(ゴムバンド、ゴムチューブ等)を介護保険適用にすべきではないか。	今後検討を要するもの	1

◎指定・更新・変更

339	人員変更の際必要な分は届出を行っているため、改めて更新申請時に勤務表や資格一覧表は不要。更新時において、指定時と変更のない添付書類を省略するなどして指定事務を簡素化してほしい。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	7
340	①運営規程内の従業者の員数を、指定基準上必要となる員数とする。現在の運営規程には従業者の実人員数を記載しているが、急遽退職、あるいは補充のための入職が行われることが多く、毎月のように変更届の提出が必要となっているため、指定基準に違反しない範囲での人員の増減については、変更届の提出要件の緩和を希望する。 ②法の改正に伴う事業所運営規程の改定を逐一「変更届」を提出することとなっているが、不要とすべき。	今後検討を要するもの	5
341	役員の変更届のように全事業所・事業に係るものは、法人単位で一括で変更届ができるように簡素化してほしい。	実施に向けて検討する事項	4
342	事業所及び施設の指定申請について、管理者や法人役員の住所が施設や事業所の管理監督に必要な項目とは思えない。引越の度に変更届の提出が必要となり、不必要と思われる事務作業が発生する。管理者の確認は資格証などの提出が求められるし、役員の就任の際は資格などの審査が求められ、各指導課に提出しているので、それで十分だと思われる。	今後検討を要するもの	2
343	指定更新制度の廃止 ・6年に1度行うこととしているが、事業内容を変更する場合は変更届があるし、事業を廃止する場合は廃止届がある。不当な運営をした場合は、指定の取消がある。	今後検討を要するもの	2
344	指定居宅サービス事業所の管理者変更の届出について、管理者の同一敷地内事業の兼務を行う際に、勤務形態一覧表に全体の従業員を記載するのではなく、兼務者のみの記載とする。兼務者以外の氏名、勤務形態は必要ないと思われるため。	今後検討を要するもの	2
345	申請の度に誓約書を取られるが、合っているかどうかを確認するのが指導する側の役目であると思う。合っていますと制約することに意味があるとは思えない。よって、誓約書の廃止を希望する。	今後検討を要するもの	2
346	定款、登記事項、所在地の変更届に付表や勤務形態一覧(勤務表)を添付するのは不要と思われる。	実施に向けて検討する事項	2
347	管理者等の経歴書から電話番号欄削除。	実施に向けて検討する事項	2
348	申請の度に誓約書を取られるが、合っているかどうかを確認するのが指導する側の役目であると思う。合っていますと制約することに意味があるとは思えない。よって、誓約書を廃止。	今後検討を要するもの	2
349	指定居宅介護サービス事業所の変更申請に係る提出書類を簡略化してほしい。 ①管理者経歴書は、そもそも経歴を提出する意味あるのか ②様式1号と付表は同じような内容なので、一枚にすべき ③変更申請に係る添付書類の具体例をもっと提示してほしい(事業所写真などは本当に事業所届出に必要なか再度見直してほしい) ④勤務者一覧(参考様式1)に添付する組織体制図を廃止してほしい。勤務者一覧でも組織体制は判別できるし、判別できないなら勤務者一覧の書式を変更すればよい。	今後検討を要するもの	2
350	既に複数事業所の指定を受けている場合、追加で指定をうける際には、様々な提出書類が重複する。重複する書類については省略が可能と思われる。	今後検討を要するもの	1
351	変更許可申請が必要となる事項の中の、運営規定(従業者の員数)の削除。	今後検討を要するもの	1

352	介護保険法での申請を行えば老人福祉法の変更の届出を簡略化して欲しい。	今後検討を要するもの	1
353	事業所所在地の自治体のみへの届出とする。	今後検討を要するもの	1
354	特定施設の変更届について、管理者の住所変更、氏名変更、誓約書等の変更届出の簡略化。	今後検討を要するもの	1
355	特定施設の運営規定の従業員数に関する変更届は廃止すべき。	今後検討を要するもの	1
356	管理者個人の住所を記載する必要性がないため、個人情報保護の観点から、管理者個人の住所を申請事項から削除するべき。	今後検討を要するもの	1
357	指定居宅サービス事業所の指定ならびに事前調書等の届け出る書類のなかで、勤務実績表を不要としてほしい。嘱託職員や兼務者は、小数点での操作が必要で、前月での数字の割り振りが必要であり、当該書類は従業員の勤務体系で把握できるものと思われる。	実施に向けて検討する事項	1
358	役員等の届出に関して、実印はやむを得ないとしても、印鑑証明書の提出を不要としてほしい。	実施に向けて検討する事項	1
359	指定に係る新規・変更申請について、添付書類の統一化をしてほしい。特に、各社、各団体で発行する実務経験証明書のフォーマットが各々独自の様式で作成されているため、これを管理する部門では、管理が難しいため。	実施に向けて検討する事項	1
360	役員名簿に役員個人の押印欄があるが、一部の役員が変更しただけで、全ての役員の押印が必要と県から指導を受けているが、新たに就任した役員の押印のみで良いのではないか。	実施に向けて検討する事項	1
361	訪問介護の一人のサービス提供責任者について、非常勤の範囲での常勤換算数の変更については、変更の届出は不要であることを明示する。常勤換算0.5以上1.0未満での変更について、変更の届出をすることは事務負担となり、0.1人単位での届出は現実的ではないため。	実施に向けて検討する事項	1
362	指定居宅サービス事業所の指定について、参考様式9-1の「介護保険法第70条第2項の規定に該当しない旨の誓約書」を現時点では変更申請を変更毎に提出しているが、この誓約書の内容はしょっちゅう変わるものではないので、最初の指定申請時や、年度初めなど提出するようにして、提出回数を減らした方が事務が繁雑にならず経費節減にもつながると思われる。	今後検討を要するもの	1
363	事業所の管理者変更の都度、事業主の誓約書を提出しているが、管理者変更については不要ではないか。	今後検討を要するもの	1
364	管理者の住所変更の際に届け出る参考様式1勤務形態一覧表について、管理者の住所や氏名(結婚改姓)が変わっただけの場合は、勤務形態は変更になっていないため、届け出を省略。	実施に向けて検討する事項	1
365	介護支援専門員の変更の際に届け出る様式(付表13別紙)介護支援専門員一覧表について、(参考様式1)勤務形態一覧表にも同趣旨のことが記載されているため、不要とする。資格証を変更都度提出しているため、登録番号や有効期限はそちらで確認可能である。	実施に向けて検討する事項	1
366	運営規程の表記について、法令上定められているものが網羅されていれば、原則受理する等の運用を徹底してほしい。運営規程の記載しなければならない事項が法令上定められているが、それ以外の部分で個別の指摘を受け、「変更しなければ受理しない」などの対応が多くあり、事務的は変更が発生する事例が多々ある。	実施に向けて検討する事項	1

367	居宅サービスの各事業所の運営規程を定めておくこととされているが、併設している予防事業所の運営規程も定めると同じような運営規程が2重で作成することとなり、無駄。通常事業と予防事業とで運営規程を兼ねるようにすべき。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
368	専門職や管理者の兼務を現状より明確にし、効率よくその職務を遂行できるようにする。届け出の常勤換算法や基準がわかりにくく申請が困難を要する。(自治体によっては独自の制限をかけているところもある。)	今後検討を要するもの	1
369	居宅サービス事業者変更届について、変更内容が複数ある場合、変更内容ごとに届出書を提出するように指示されたが、1枚の変更届で受けて欲しい。	実施に向けて検討する事項	1
370	居宅サービス事業者変更届について、登記簿謄本が必要な場合、土日祝祭日と重なると厳しいため、変更後10日以内の提出期限を延長してほしい。	今後検討を要するもの	1
371	定款、登記事項、所在地の変更届に付表や勤務形態一覧(勤務表)を添付するのは不要と思われる。	今後検討を要するもの	1
372	・訪問介護の一人のサービス提供責任者について、非常勤の範囲での常勤換算数の変更については、届出を不要とする。常勤換算0.5以上1.0未満での変更について、変更の届出をすることは事務負担となり、0.1人単位での届出は現実的ではないため。	今後検討を要するもの	1
373	事業所の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料今後検討を要するもの苦情処理の概要等を提示することが義務づけられており実施しているが、各都道府県によって指導のパターンが異なり、業務が煩雑となっている。 (パターン1)運営規程・重要事項説明書を壁全体に提示する。 (パターン2)運営規程等の抜粋版を利用者にわかりやすいように提示する。 (パターン3)運営規程等を書類をファイルにとじて、利用者が閲覧できるようにする。	実施に向けて検討する事項	1
374	役員名簿の個人印押欄の削除。指定申請時は大半の自治体で登記簿謄本(原本)を提出するため。	実施に向けて検討する事項	1
375	付表の管理者の生年月日・住所は削除。	今後検討を要するもの	1
376	変更届出書には添付書類に付表があるが、付表の添付書類には役員名簿がある。役員名簿は変更がなければ添付不要とする。	実施に向けて検討する事項	1
377	様式1の勤務表で、兼務している人の勤務番号をそれぞれで付けるのではなく、欄外に個人別勤務内訳を記載することで表示。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
378	指定居宅介護サービス事業所、指定介護予防サービス事業所の新規(変更)申請について、訪問介護の場合、障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービス(居宅介護)を同時に申請する事業所が多いと予測されるので、内容が重複する提出書類については、簡略化すべきではないか。	今後検討を要するもの	1
379	老健施設など、ケアマネの変更届について、毎年4月の変更届提出。	今後検討を要するもの	1

◎その他

380	<p>契約時の書類の簡素化・標準化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書の標準様式を示し、簡素化・統一してほしい。 ・重要事項説明書・契約書、個人情報、今後検討を要するもの初回必要書類(料金や送迎に関する事項)を一本化し書類を削減 ・予防と介護で一体の書式でよいということを明確化 ・複数サービスで一体の契約書に記入してもらい、各事業所は追加の説明書だけ 	実施に向けて検討する事項	17
381	各種様式(各種サービス計画等)を文章ではなく、書式(雛形)として示してほしい。どのような書式にすればよいかははっきりしないため。	今後検討を要するもの	12
382	主治医意見書について、主治医によって提出が遅れたり内容が乏しくならないようするなど、迅速かつ十分な認定ができるよう見直しを図るべき。	今後検討を要するもの	9
383	<p>利用者に書類を確認して頂く際の同意の確認方法として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署名のみで可(捺印は不要あるいは料金等の直接利害に関わるもののみ)としてほしい。 ・家族の同意があれば、サービス利用中ご本人確認で署名して頂くことを可としてほしい。 	実施に向けて検討する事項	8
384	特定高齢者施策のケアプラン様式を簡素化すべき。	実施に向けて検討する事項	7
385	リハビリについて、3ヶ月でなく6ヶ月の提出にしてほしい。簡素化。	今後検討を要するもの	6
386	各種計画書・帳票の一元化。	今後検討を要するもの	5
387	通所介護計画と機能訓練計画を一緒にして良いと通知があったが、監査指導では不可であったので再周知を図ってほしい。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	5
388	通所介護計画の実行表と機能訓練計画の実行表と2つの実行表があり、事務負担が大きく、2度手間になっている。2つの実行表を一元化すべき。様式についても国又は各自治体で示すべき。	実施に向けて検討する事項	5
389	毎月となっている訪問リハの診療情報提供書の発行回数を減らすべき。	今後検討を要するもの	5
390	リハビリテーション実施計画書の様式を簡素化すべき。	今後検討を要するもの	4
391	<p>小規模多機能型居宅介護において、計画作成担当者が居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を作成することとなっているが、計画書を一本化してほしい。内容に違いはあれど、同一職員が2種類の趣旨内容が重複する計画書を作成するのは労力に無駄が生じる。</p> <p>一例として「ライフサポートプラン」を全国でも利用可能であることを明示する。</p>	実施に向けて検討する事項	4
392	<p>通所介護の個別機能訓練計画の期間見直しについて、期間を3ヶ月と定めているが、短期間すぎるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス担当者会議で期間を決めることを可能にする ・要介護認定期間又は著しい状態変化があった際とする等の簡素化はできないか 	今後検討を要するもの	4

393	各種様式(各種サービス計画等)を文章ではなく、書式(雛形)として示してほしい。どのような書式にすればよいかははっきりしないため。利用者の計画書・支援経過等の記録をどの程度記録すればよいのか詳しく例示してほしい。	今後検討を要するもの	4
394	・指定訪問介護・居宅介護支援事業所の新規、変更申請様式について、国が定めた様式とし、申請届けを統一化してほしい。 ・県の受付担当者によって添付書類の提出など判断が違うので、国様式により記載例も提示するなど、一定の基準で対応ができるように願いたい。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	4
395	サービス提供票を廃止してほしい。サービス利用票があれば充分である。	今後検討を要するもの	4
396	グループホーム等の運営委員会について、開催回数を2カ月に1回から年3回に変更する。	今後検討を要するもの	3
397	栄養ケアに係る様式を簡素化すべき。	今後検討を要するもの	3
398	例えば、月毎にまとめて記入し、日々の記録は変化がなければ記入不要。	今後検討を要するもの	3
399	介護老人ホームの利用者は預金額のない者が多く、入金があってから施設に支払っており、手間と入金の処理が遅れるため、施設に入金する	今後検討を要するもの	3
400	グループホームの食材料費には、調理に係る材料費のみとなっているが、調理に係る手間代も含むこととする。	今後検討を要するもの	3
401	健診等に多くの労力を要して非効率な特定高齢者施策は簡素化し、介護予防事業の充実を図るべき。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	3
402	医療系サービス利用時、事業所の医師とリハ専門スタッフが協議し判断すれば主治医への意見書は必要ないのではないか。	今後検討を要するもの	3
403	通所介護計画書について、高齢者は病気になったりしなければ3ヶ月で状態は変わらないので、更新期間を6ヶ月とか1年として変化のある利用者のみ更新することで十分と思われる。	今後検討を要するもの	3
404	処遇改善交付金について、手続が複雑で書類も多いため、事務手続を廃止すべき／書類が多く煩雑なため、結果報告のみとする／申請手続を廃止し、対象事業所のすべてに交付する	今後検討を要するもの	3
405	処遇改善交付金について、申請だけでなく、分配や実績報告等、事業所の負担が大きいため、介護職員が個別に交付金を受け取れるシステムとする	今後検討を要するもの	3
406	処遇改善交付金について、変更がない場合でも就業規則の写し等を再提出することは事務負担増となっているため、継続して申請する場合に同じ内容の書類を省略するなど、手続を簡略化する	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	2
407	処遇改善交付金について、福祉・介護人材の処遇改善事業助成金と別立てで、申請・実績報告等の手続が煩雑であるため、申請・実績報告や様式を一本化	今後検討を要するもの	2

408	ユーザー評価、指導監査、情報公表等、すべて一本化して欲しい。 それぞれで内容が異なったりと対応に困る。 また、3つも行う必要があるのか、まとめて1つにしていれば。	今後検討を要するもの	2
409	診療情報提供書の様式を参考様式ではなく、統一した様式とするべき。	今後検討を要するもの	2
410	指定居宅サービス事業所(訪問看護ステーション)としての指定があれば、居宅療養管理指導の指定もみなしとすべき。	今後検討を要するもの	2
411	財源確保の観点から要支援へのサービスは廃止する。	今後検討を要するもの	2
412	訪問介護及び介護予防訪問介護における初回加算に係る自己負担額が医療費控除に対象となる場合、遡及して初回加算算定月の領収証の差し替えを行うことは、事務が繁雑となったり、利用者の混乱を招く恐れがあるので、遡及する期限を1年以内と定めるもしくは遡及して領収書の差し替えを行わない。	今後検討を要するもの	2
413	月報、年報の給付費に関する報告について、国保連の給付費のデータを用いることとする	今後検討を要するもの	2
414	国や都道府県が行う各種調査は、整理統合、2～3年に一度などと感覚を広げる、対象事業所を絞り込む、などの方法で事務所の負担軽減を図ること。そして一定程度以上の時間と労力がかかるものは金銭的な補償をしてほしい。	今後検討を要するもの	2
415	事業所利用時や情報提供時に利用する書式を全国的に統一してほしい。	今後検討を要するもの	2
416	通所介護の事業所規模点検書について、毎年同様の書類を提出しているので、撤廃していただきたい。	実施に向けて検討する事項	2
417	収入(売上)が事業ごとに把握できていれば支出は必要時に計算することでよいこととする。	今後検討を要するもの	2
418	個別機能訓練計画と通所介護計画を一本化。	今後検討を要するもの	2
419	短期入所生活介護計画書については、定期的な利用または月トータルで7日以上利用する方にのみの作成にしてほしい。(現在4日以上の利用で作成が義務づけ)	今後検討を要するもの	2
420	(契約書の)同意印の簡素化	今後検討を要するもの	2
421	主治医が書く診療情報提供書を指示書にできるようすべき。	今後検討を要するもの	2
422	通所リハビリテーションの開始にあたって、リハビリテーション指示書が必要とされるが、利用者の費用負担が発生し、施設側の事務量も増加するため、廃止するべき。	今後検討を要するもの	1

423	事業所の負担が重いので、平均利用延人員数の算出を国保連合会で行うべき。	今後検討を要するもの	1
424	処遇改善としては、賃金改善以外でも経費が必要なものであり、用途を拡大するほか、賃金改善額が交付額を下回っても返還不要とする	今後検討を要するもの	1
425	介護職員処遇改善交付金の要件にキャリアパスを要件に含めず、努力要件として参考モデルなどを公表するにとどめること。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
426	入居時・サービス利用開始時において、サインや押印を求める書類が多すぎる。簡素化することは可能か。	今後検討を要するもの	1
427	サービス担当者会議等において、利用者又は家族の個人情報を用いる場合において、利用契約書、重要事項説明書等で個人情報の取扱いを定めることにより、基準省令245条の準用による31条3項にある個人情報の同意書を取得する義務を廃止すべきである。	今後検討を要するもの	1
428	契約書及び重要事項説明書の署名押印欄を複写式でも良ししてほしい。2部作成が必要なため、各書類の作成にかかわる費用と作業時間がかかっている。また、利用者及び家族からも、署名捺印を何度もしなければならず負担感や煩雑感がある。	実施に向けて検討する事項	1
429	通所介護計画書の作成者は管理者が作成することとなっているが、管理者は業務多忙であるので、生活相談員でも作成可能にしてほしい。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
430	通所介護計画書について、高齢者は病気になったりしなければ3ヶ月で状態は変わらないので、更新期間を6ヶ月とか1年として変化のある利用者のみ更新することで十分と思われる。	今後検討を要するもの	1
431	訪問介護・通所介護のサービス計画について、時間帯・曜日・回数の変更・増減など軽微な変更の度に計画書作成・利用者宅へ訪問し説明・押印交付ではサービス提供責任者の負担が大きいため、軽微な変更時は見直しを行わない。	実施に向けて検討する事項	1
432	介護予防と要介護を行ったり来たりする場合の手続きや契約の簡素化。	今後検討を要するもの	1
433	予防と要介護の枠をなくすか、予防も事業所が担当する。予防と介護の考え方の違いが利用者には理解できない。	今後検討を要するもの	1
434	介護予防給付のケアマネ事業所への定期報告は毎月ではなく3ヶ月おきに延長すべき。	今後検討を要するもの	1
435	介護から支援になった場合に事業所の併用はできないが、利用者、利用者家族ともニーズがあっても利用できないのは本末転倒。せめて暫定期間を設けるか、支援でもサービスの併用を認めるべき。	今後検討を要するもの	1
436	通所介護計画や機能訓練計画の評価期間の延長、または通所介護計画と機能訓練計画を統合してほしい。	今後検討を要するもの	1
437	個別機能訓練運動機能向上計画書について、記入内容を減らしてほしい。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1

438	個別機能訓練運動機能向上計画書について、計画書や実施記録の簡略化をしてほしい。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
439	訪問介護計画書の書式をを全国的に統一してほしい。	今後検討を要するもの	1
440	介護保険制度の管理、指導業務を都道府県から市町村に任せる。現場から離れている都道府県が指導に来るのでは書類での点検にならざるを得ず、記録が利用者の為ではなく、実地指導のためになっている。	実施に向けて検討する事項	1
441	ホームヘルパーに健康診断を受けさせることが特定事業所加算の算定要件になっているが、特定健診の対象となっているヘルパーが多く、受けてもらうように促しているが、労働安全基準法に準じた内容と比較すると二度手間となってしまうため、労働安全衛生法に準じた健康診断ではなく、特定健診に準じた内容に変更して欲しい。	今後検討を要するもの	1
442	現在、病院内の院内介助については、多くの都道府県、保険者に手原則認めない指導が行われており、院内介助を有料サービスで補っている利用者が増加しており、事業者側も委縮して、院内介助が必要な利用者についても、一律保険適用外の有料サービスしか認めない事業者が増加している。院内介助が必要な利用者には、適切なケアマネのアセスメントに基づき、介護保険における訪問介護の適用を認めることが必要ではないか。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
443	通所介護における時間による報酬区分を中止すべき。	今後検討を要するもの	1
444	通所介護の評価期間について、要支援と要介護の評価期間が違うので、両方3ヶ月に一度の評価とすべき。	今後検討を要するもの	1
445	通所介護の生活相談員の資格範囲について、都道府県独自の解釈が発生している。統一的な解釈を徹底して欲しい。	今後検討を要するもの	1
446	運動機器訓練と個別機能訓練の評価期間を一緒にしてほしい	今後検討を要するもの	1
447	訪問看護について、指定、重要事項説明書、会計処理など別々になっているものを一本化するべきでは。	今後検討を要するもの	1
448	訪問看護の指示書の発行方法、受領方法、書き方、記入例、依頼(指示)の仕方などについて医療機関へ周知してほしい。	今後検討を要するもの	1
449	老健の入所日及び退所日についての保険者への届け出事務は廃止すべき。	今後検討を要するもの	1
450	指導報告書の頻度を毎回ではなく、月一回程度とすべき。	今後検討を要するもの	1
451	・指定訪問介護・居宅介護支援事業所の新規、変更申請様式について、国が定めた様式とし、申請届けを統一化してほしい。 ・県の受付担当者によって判断が違うので、国様式により記載例も提示し、一定の基準で対応ができるように願いたい。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
452	20分以上の指導を行うという要件を廃止するべき。(サービスの内容は必ずしも時間で計れるものではないため)	今後検討を要するもの	1

453	特定施設の一時的介護室の設置基準について、全室介護専用居室である場合には、2人居室がある場合でも一時的介護室は不要であることを明らかにして頂きたい。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
454	指定認知症対応型通所介護の利用者要件が「認知症である利用者」という表現のみであるため、自治体によって「認知症である利用者」の判定方法に差が出ている。認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上もしくは医師の診断書があれば受け入れ可能といったように基準を具体化してほしい。 ※17年度までは痴呆専用単独通所介護において自立度Ⅱ以上と示してあった。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
455	短期入所サービス利用日数が認定有効期間の半数を超過しないようにしなければならないという基準の廃止。	今後検討を要するもの	1
456	地域密着型サービス事業者の他市町村所在の場合の指定事務。書類を簡素化し、体制状況一覧の提出を省略。	今後検討を要するもの	1
457	予防通所介護の運動器機能向上加算の書類について、職員数・看護師数もぎりぎりなので、看護業務・加算関係の書類を作成するのはかなりハードワーク。書式の簡素化ができるようにしていただきたい。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
458	利用者が遠隔地にいる(例えば、遠くの娘さんのところに介護のためにいる)場合、本人に会うことができず、アセスメントもできない。それでも契約や給付管理をすることが包括センター(委託を受けている)として意味があるのだろうか。完全に事務的な手続きだけの場合は保険者が直接手続きしたほうが良いのではないか。	今後検討を要するもの	1
459	新たな報酬や交付金など入金の際の処理の会計科目等を明確に提示して欲しい。	今後検討を要するもの	1
460	併設施設と一体で会計処理を行えるようにする。	今後検討を要するもの	1
461	介護給付費負担金について、表計算ソフトを用いるなど、システム化する	今後検討を要するもの	1
462	事務が煩雑であり、被保険者やその家族に負担と手間をかけてしまうため、事務手続の簡素化が必要	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
463	諸係数調べについて、現状では数値が確定していない段階で報告・検証を行っているが、確定後の方が正確な調査となるため、提出時期を1か月遅らせる	今後検討を要するもの	1
464	特定施設サービス計画の作成は、計画作成担当者が中心となって事業所全体として適切な計画が作成できればよいものと考えているが、基準省令では計画作成担当者に限定されている。事業所全体としてサービス計画やケアマネジメントが実現できているか、確認することで可能ではないか。	今後検討を要するもの	1
465	社会福祉法人に係る減免申請報告書の簡略化。	今後検討を要するもの	1
466	被保険者証が紙で存在すると電子申請の妨げとなるため、保険者のコンピュータ内に電子情報として保管する	今後検討を要するもの	1
467	書類の紛失により業務が煩雑になり、利用者にとっても不利益となるため、被保険者証等の送付先を担当ケアマネに変更する	今後検討を要するもの	1

468	手間と時間がかかるため、区分変更することになる	今後検討を要するもの	1
469	法律改正の施行前少なくとも3か月程度前には周知の通知等を出してほしい。	今後検討を要するもの	1
470	①特別徴収の仕組み上、捕捉から運用まで6か月以上必要な事務となっており、依頼しても特別徴収に移行できない場合がある、②所得更正等により介護保険料が減額されると特別徴収から普通徴収に切り替えられる、③転出等で被保険者でなくなった者に対して還付するなどの事務が発生しているため、年金受給月の前月に、直近の受給月分だけを依頼できるようにする	今後検討を要するもの	1
471	通院:対処情報提供書について、2の書式の記載・保険を求められるが、支援経過記録と面談時のアセスメント票で充分である。	今後検討を要するもの	1
472	課題分析シートの様式を国が示すべき。	今後検討を要するもの	1
473	機能訓練プログラムを実施したかをチェック方式で行っていたが、指導監査において、チェック方式では不十分であり、様子も分かるコメントも入れるよう指導を受けたが、事務作業が膨大になるため、軽減をお願いしたい。	実施に向けて検討する事項	1
474	健康保険法の変更手続きの事務負担が非常に重いため介護保険法の人員の届出をすれば健康保険法の届出は不要とする。	今後検討を要するもの	1
475	栄養ケア計画書の有効期限を延長すべき。	今後検討を要するもの	1
476	負担限度額認定の更新について、①申請をケアマネジャーが代行することも多く、被保険者が認定証を紛失することもある、②高額介護サービス費と同様の処理で申請の省略が可能である、③医療でも更新時の申請を不要としているため、申請の省略を可能とする	今後検討を要するもの	1
477	介護保険証への施設入退所の記入の義務付け削除	今後検討を要するもの	1
478	認知症等やむを得ない事情がある場合、要介護認定時の主治医意見書はなくとも要介護認定を受けられるようすべき。	今後検討を要するもの	1
479	「平成20年介護事業経営実態調査」について調査票に回答することが面倒である。調査すること自体が目的となっており結果が活用されていないようなら、廃止すべき。	今後検討を要するもの	1
480	日用品費等の扱い取扱いが各都道府県によって違いがあり、厚労省においても、運用は各都道府県にまかせているとの回答が出されているようだが、基本原則は統一を図ってもらいたい。	実施に向けて検討する事項 (早期に対応が可能なもの)	1
481	区分支給限度額について、体調悪化などによる一時的なサービス増加の調整のため1ヶ月単位ではなく3ヶ月単位にするべきでは。	今後検討を要するもの	1
482	居宅サービス計画書の生活援助中心型の算定理由に「3. 日中独居」を加える。勤めている男性は実質家を空けているのがほとんどで、帰宅後の家事は大きな負担。生活援助としてみてほしい。	今後検討を要するもの	1

483	利用者基本情報における日常生活自立度の項目については、主治医によって状況を把握しきれてない記載があったりして、信憑性に欠けるところがある。認定調査員の判断ともギャップがあり記載の必要性に乏しい。	今後検討を要するもの	1
484	居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書について、中止年月日、中止理由は削除すべき。	今後検討を要するもの	1
485	区分支給限度基準額を設定せず、ケアマネのアセスメントにより、適正なサービス量を判断すべき。	今後検討を要するもの	1
486	老人福祉法、介護保険法の各種届出について、同様の趣旨の書類が多いため、様式の統合ができないか。	今後検討を要するもの	1
487	指定居宅サービス事業所の指定について、加算体制の変更届を提出する際は、「第3号様式(H12事務連)」と「別紙2(老企41)」を統合すれば、変更届は1枚で済むのではないか。	今後検討を要するもの	1
488	訪問介護の変更届の県への提出書類と自立支援居宅介護、重度訪問介護、移動支援の市へ提出する書式のフォーマットが違い、それぞれ違う書式で作成する必要があるが、手間の削減と書類作成時の混乱をふせぐために、同じ書式に統一する、または提出先を一元化することはできないか。	今後検討を要するもの	1
489	施設ごとに作成された申込書を同じ書式に記載する。(診療情報提供書)	今後検討を要するもの	1
490	介護保険の申請書式と自立支援法関係の申請書式が違うため、複数回の作業が発生し、訂正箇所を見落とす恐れもあるため、介護保険の申請書式と自立支援法関係の申請書式を統一できないか。	今後検討を要するもの	1
491	健康増進法上、保健所への栄養報告義務で栄養月報の提出を求められているが、削除すべきでは。	今後検討を要するもの	1
492	明細上、補足給付の額は合計額のみ記載されているが、伝票が切りにくいので、食費・居住費を合計額で計上できるようにするか、明細書の記載を分けてほしい	今後検討を要するもの	1
493	特別徴収の開始まで約半年かかることへの苦情対策、普通徴収での未納の減少のため、開始時期を早期化する／65歳到達時から特別徴収ができるようにする	今後検討を要するもの	1
494	特別徴収の対象者が死亡した場合において、年金保険者が旧社会保険庁であると還付不要者一覧が送付されるが、連絡が遅く年度繰越しが多いことから、死亡後に特別徴収を行った分については、すべて年金保険者に返還する	今後検討を要するもの	1
495	①サービスの提供に関する記録の整備について、保管スペースの確保などが困難であるため、データでの保存を活用すべき。 ②保存期間について、一律「完結の日から二年間保存」、とするのではなく、対応可能なもの、現時点で対応済みのもの対応可能なもの、現時点で対応済みのものについては契約年数から2年、今後検討を要するもの今後検討を要するものについてはサービス提供終了日から2年というようにするべき。 ③倉庫の賃借料の経費補助をして欲しい。	今後検討を要するもの	1
496	調査・公表機関について社会福祉協議会に独占させず、民間事業者を参入させるべき	今後検討を要するもの	1

497	調査員は地元の高齢者を採用すべし	今後検討を要するもの	1
-----	------------------	------------	---

※概要については、極力提案者の記載ぶりに合わせて記載しているが、
①趣旨がほぼ同様のご意見については集約している。
②個人の特定等につながるものについては修正し、掲載している。
※「実施に向けて検討する事項」については、一部対応に向けて検討するものも含む。